

駐車施設の附置義務条例の一部改正について

■ 改正の概要

本市においては、駐車場法(昭和32年法律第106号)に基づき、「佐世保市の建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例(平成10年条例第27号)」(以下、附置義務条例といいます。)を定め、建築物を建築する際に、建築物の規模や用途に応じた駐車施設の附置を義務付けております。

そのような中、近年の都市部における超高層共同住宅の増加や宅配需要の増加等に対応するため、今般、駐車場法施行令の一部改正(令和7年3月7日公布、令和8年4月1日施行)がなされ、外部からの駐車需要が大きい用途である「特定用途」に「共同住宅」が追加されることとなりました。

本市の状況としましては、中心市街地の駐車場需給量は、概ね充足していること等から、これらの現状を鑑み、中心市街地の土地利用の促進に寄与することも踏まえ、附置義務条例の一部改正を行い、基準等の緩和を行うものです。

【施行期日】令和8年4月1日（施行日以降に工事着手するものから適用）

■ 条例の改正内容

※朱書きが改正箇所

【改正内容 ①】「共同住宅」の取扱いをこれまでと同様とします。

附置義務条例【抜粋】

第2条（定義）

第6号 特定用途 法第20条第1項に規定する特定用途 （共同住宅を除く。）

【改正内容 ②】附置を求める駐車施設の基準を一部緩和します。

改正前	建築用途	対象となる規模（床面積）	駐車場附置台数
	特定用途	1,000m ² を超えるもの	床面積150m ² ごと1台
	非特定用途	2,000m ² を超えるもの（＊）	床面積450m ² ごと1台

（＊）非特定用途の床面積に2分の1を乗じた数値。



改正後	建築用途	対象となる規模（床面積）	駐車場附置台数
	特定用途	1,500m ² を超えるもの	床面積300m ² ごと1台
	非特定用途	3,000m ² を超えるもの（＊）	床面積450m ² ごと1台

（＊）非特定用途の床面積に2分の1を乗じた数値。

【お問い合わせ先】

佐世保市役所 都市整備部 まち整備課 都市再生係（条例に関すること）
建築指導課 審査指導係（届出・審査に関すること）